

審査基準整理票

処 分 名	社会福祉法人以外の者への養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営許可		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和26年法律第45号）		（条項）第62条第2項
基 準 法 令 名	社会福祉法（昭和26年法律第45号）		（条項）第62条第4項
	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 （昭和41年厚生省令第19号）		
	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 （平成11年厚生省令第46号）		
	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 （平成12年厚生省令第107号）		
所 管 部 署	健康保険部 長寿施設課		
標 準 処 理 期 間	60 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称</p> <p>【 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について （平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知） 】</p> <p>【 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知） 】</p> <p>【 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について （平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知） 】</p> <p>・ 掲載図書等 【 】</p> <p>・ 内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[社会福祉法人以外の者への養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営許可に係る審査基準]</p> <p>社会福祉法人以外の者への養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営許可に係る審査基準は、申請に係る事業の種類に応じ社会福祉法第65条の規定に基づき厚生労働大臣が定めた最低基準（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準又は軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）及び上記通知並びに社会福祉法第62条第4項各号に定めるとおりとする。</p> <p>なお、上記省令及び通知は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令・基準法令]

社会福祉法

(社会福祉施設の設置)

第62条 略

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 略

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により都道府県の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該事業を經營するために必要な経済的基礎があること。

二 当該事業の經營者が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。

四 当該事業の經理が他の經理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 脱税その他不正の目的で当該事業を經營しようとするものでないこと。

5～6 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。